

令和4年度 目黒区立学校におけるいじめの状況について

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。
「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（文部科学省から）

2 いじめの状況

(1) 対象期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(2) 対象

ア 法令上のいじめ

好意で行った言動、意図せずに行った言動、衝動的に行った言動、及び故意で行った言動を含むいじめを受けた児童・生徒

イ 社会通念上のいじめ

法令上のいじめのうち、故意で行った言動によるいじめを受けた児童・生徒

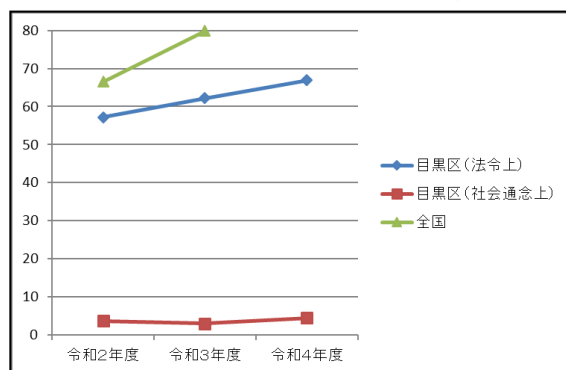
(3) いじめの認知件数及び学年別内訳（単位：件）

			1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
小学校	令和4年度	法令上のいじめ	152	149	142	82	95	65	685
		社会通念上のいじめ	7	3	8	11	7	10	46
	令和3年度	法令上のいじめ	150	118	88	102	92	86	636
		社会通念上のいじめ	1	3	1	8	10	8	31
	令和2年度	法令上のいじめ	88	97	74	102	77	90	528
		社会通念上のいじめ	1	2	7	3	9	15	37
中学校	令和4年度	法令上のいじめ	40	27	6				73
		社会通念上のいじめ	2	1	1				4
	令和3年度	法令上のいじめ	52	21	13				86
		社会通念上のいじめ	0	1	1				2
	令和2年度	法令上のいじめ	20	17	18				55
		社会通念上のいじめ	0	2	0				2

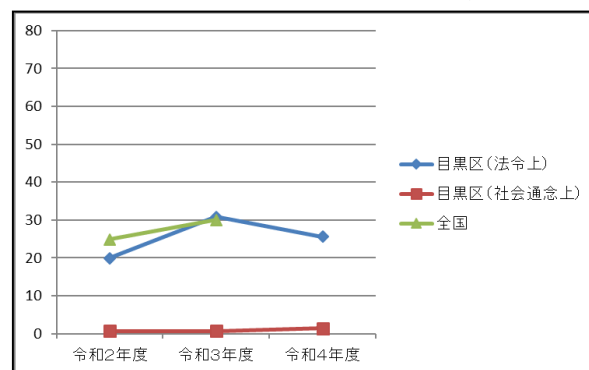
(4) 年間のいじめの認知（発生）率の推移（1,000人当たりの認知件数）（単位：件）

	年度	目黒区（公立）		全国 （国公立）
		法令上のいじめ	社会通念上のいじめ	
小学校	令和4年度	66.9	4.5	
	令和3年度	62.2	3.0	79.9
	令和2年度	52.7	3.7	66.5
中学校	令和4年度	25.6	1.4	
	令和3年度	30.8	0.7	30.0
	令和2年度	19.9	0.7	24.9

(ア) 小学校のいじめの認知（発生）率の推移
（単位：件）



(イ) 中学校のいじめの認知（発生）率の推移
（単位：件）



(5) いじめ発見の端緒（単位：件 単回答）

() 内は前年度の件数

			小学校	中学校	合 計
学校の教職員等が発見	ア 学級担任が発見	法令上のいじめ	75 (54)	4 (11)	79 (65)
		社会通念上のいじめ	3 (0)	0 (1)	3 (1)
	イ 他の教職員が発見	法令上のいじめ	13 (11)	4 (10)	17 (21)
		社会通念上のいじめ	2 (2)	0 (0)	2 (2)
	ウ 養護教諭が発見	法令上のいじめ	0 (1)	0 (0)	0 (1)
		社会通念上のいじめ	0 (1)	0 (0)	0 (1)
	エ SC等外部相談員が発見	法令上のいじめ	0 (0)	0 (0)	0 (0)
		社会通念上のいじめ	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	オ アンケート調査など学校の取組	法令上のいじめ	213 (195)	14 (9)	227 (204)
		社会通念上のいじめ	1 (0)	0 (0)	1 (0)

学校の教職員以外の情報により発見	カ 本人からの訴え	法令上のいじめ	1 8 3 (1 7 3)	3 6 (3 3)	2 1 9 (2 0 6)
		社会通念上のいじめ	9 (5)	2 (1)	1 1 (6)
	キ 本人の保護者からの訴え	法令上のいじめ	1 4 8 (1 6 5)	1 2 (1 3)	1 6 0 (1 7 8)
		社会通念上のいじめ	2 9 (2 3)	2 (0)	3 1 (2 3)
	ク 他の児童・生徒からの情報	法令上のいじめ	5 5 (3 7)	3 (1 0)	5 8 (4 7)
		社会通念上のいじめ	2 (0)	0 (0)	2 (0)
	ケ 本人以外の児童・生徒の保護者	法令上のいじめ	0 (0)	0 (0)	0 (0)
		社会通念上のいじめ	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	コ 住民からの情報	法令上のいじめ	0 (0)	0 (0)	0 (0)
		社会通念上のいじめ	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	サ 学校以外の関係機関	法令上のいじめ	0 (0)	0 (0)	0 (0)
		社会通念上のいじめ	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	シ その他	法令上のいじめ	0 (0)	0 (0)	0 (0)
		社会通念上のいじめ	0 (0)	0 (0)	0 (0)
計		法令上のいじめ	6 8 5 (636)	7 3 (8 6)	7 5 8 (722)
		社会通念上のいじめ	4 6 (3 1)	4 (2)	5 0 (3 3)

(6) いじめられた児童・生徒のその後の状況 (単位：件)

			小学校	中学校	合 計
① いじめが解消しているもの		法令上のいじめ	5 9 0 (516)	5 5 (7 7)	6 4 5 (593)
		社会通念上のいじめ	2 7 (1 4)	2 (1)	2 9 (1 5)
② 解消に向けて取り組み中		法令上のいじめ	9 3 (120)	1 8 (9)	1 1 1 (129)
		社会通念上のいじめ	1 7 (1 7)	2 (1)	1 9 (1 8)
③ 他校へ転学	いじめによるもの	法令上のいじめ	1 (0)	0 (0)	1 (0)
		社会通念上のいじめ	1 (0)	0 (0)	1 (0)
	家庭の事情によるもの	法令上のいじめ	1 (0)	0 (0)	1 (0)
		社会通念上のいじめ	1 (0)	0 (0)	1 (0)
計		法令上のいじめ	6 8 5 (636)	7 3 (8 6)	7 5 8 (722)
		社会通念上のいじめ	4 6 (3 1)	4 (2)	5 0 (3 3)

※いじめが「解消している」状態とは次の2つの要件が少なくとも満たされている必要がある。
 ①いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月続いていること。
 ②被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

3 いじめに関する児童・生徒の記録（個票）による社会通念上のいじめの状況

（1） いじめの態様（単位：件 複数回答）

	小 学 校			中 学 校		
	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる	28	27	23	1	2	2
② 仲間はずれ、集団による無視をされる	8	4	6	0	0	0
③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして、蹴られたりする	12	7	7	0	1	0
④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	8	1	3	0	0	0
⑤ 金品をたかられる	1	0	1	0	0	0
⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	5	1	5	0	0	0
⑦ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	9	8	7	2	0	0
⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる	2	2	0	2	0	0
⑨ その他	0	0	0	0	0	0

(2) いじめられた児童・生徒への特別な対応状況(単位:件 複数回答) ()内は前年度の件数

区 分	小学校	中学校	合 計
① SC等の相談員による継続的なカウンセリング	8 (8)	1 (1)	9 (9)
② 別室の提供や教職員が常時付き添い安全確保	18 (12)	1 (0)	19 (12)
③ 緊急的な避難措置による欠席	0 (0)	0 (0)	0 (0)
④ 学級担任や他の教職員による家庭訪問	1 (2)	0 (0)	1 (2)
⑤ 学級替え	0 (0)	0 (0)	0 (0)
⑥ 教育委員会と連携した対応	3 (9)	0 (0)	3 (9)
⑦ 児童相談所等の関係機関と連携した対応	1 (0)	1 (0)	2 (0)

(3) いじめる児童・生徒への特別な対応状況(単位:件 複数回答) ()内は前年度の件数

区 分		小学校	中学校	合 計
① S C等の相談員によるカウンセリング		2 (2)	0 (0)	2 (2)
② 校長・副校長による指導		1 1 (10)	0 (0)	1 1 (10)
③ 別室指導（授業等を行う）		3 (0)	0 (0)	3 (0)
④ 学級替え等		0 (0)	0 (0)	0 (0)
⑤ 転学		0 (0)	0 (0)	0 (0)
⑥ 出席停止		0 (0)	0 (0)	0 (0)
⑦ 訓告		0 (0)	0 (0)	0 (0)
⑧ 保護者への報告		4 0 (26)	4 (1)	4 4 (27)
⑨ いじめられた児童・生徒、保護者への謝罪の指導		4 4 (18)	4 (0)	4 8 (18)
関係機関等との連携	⑩ 警察	1 (0)	0 (0)	1 (0)
	⑪ 児童相談所	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	⑫ 医療機関	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	⑬ その他専門機関	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	⑭ 地域の人材	0 (0)	0 (0)	0 (0)

4 令和5年度 目黒区におけるいじめの防止等に関する取組(予定)

別紙1のとおり

5 今後の予定

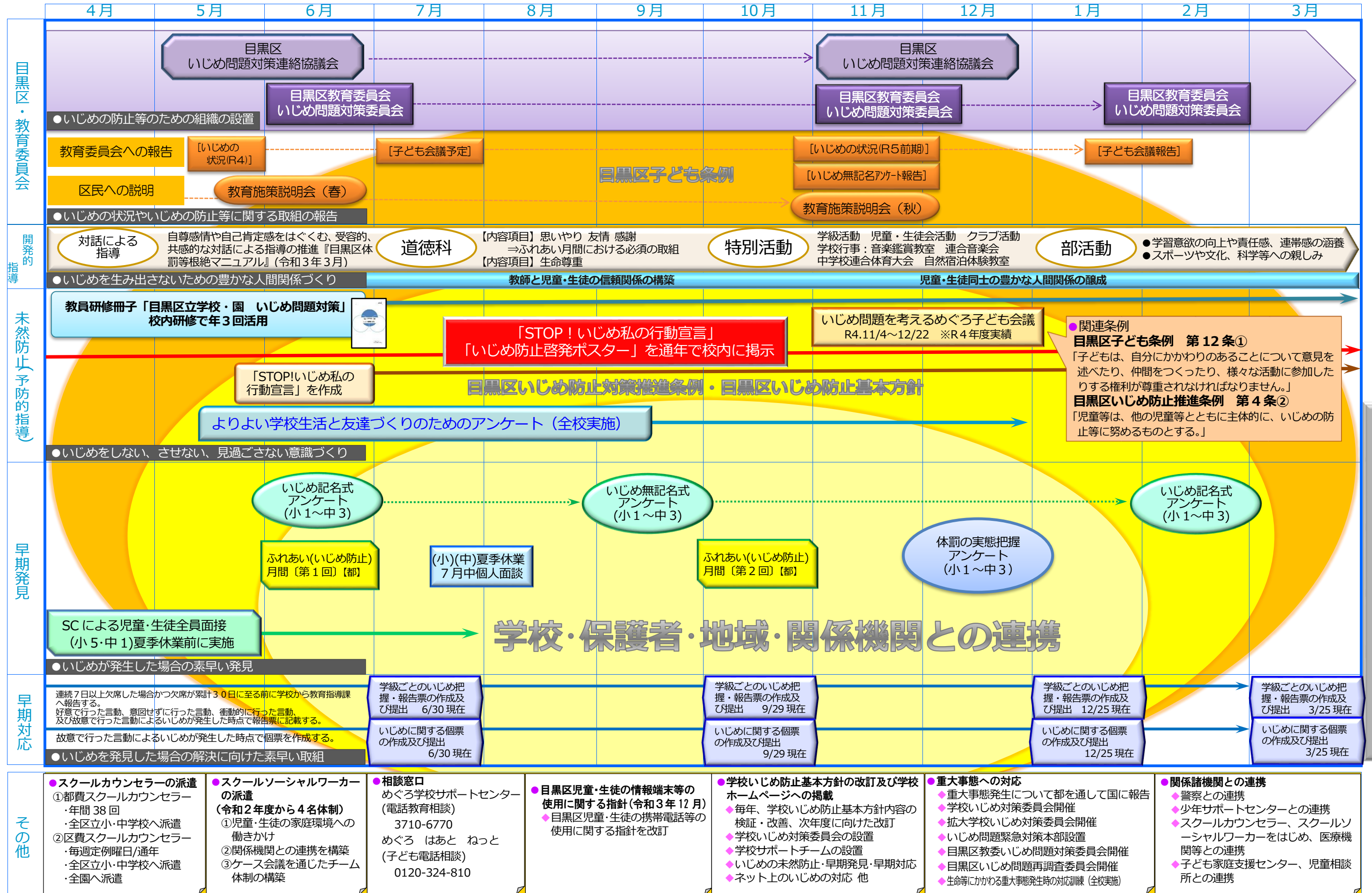
令和5年6月2日（金）合同校・園長会に課題を周知

以 上

令和5年度 目黒区におけるいじめの防止等に関する取組（予定）

【令和5年5月31日時点】

別紙1



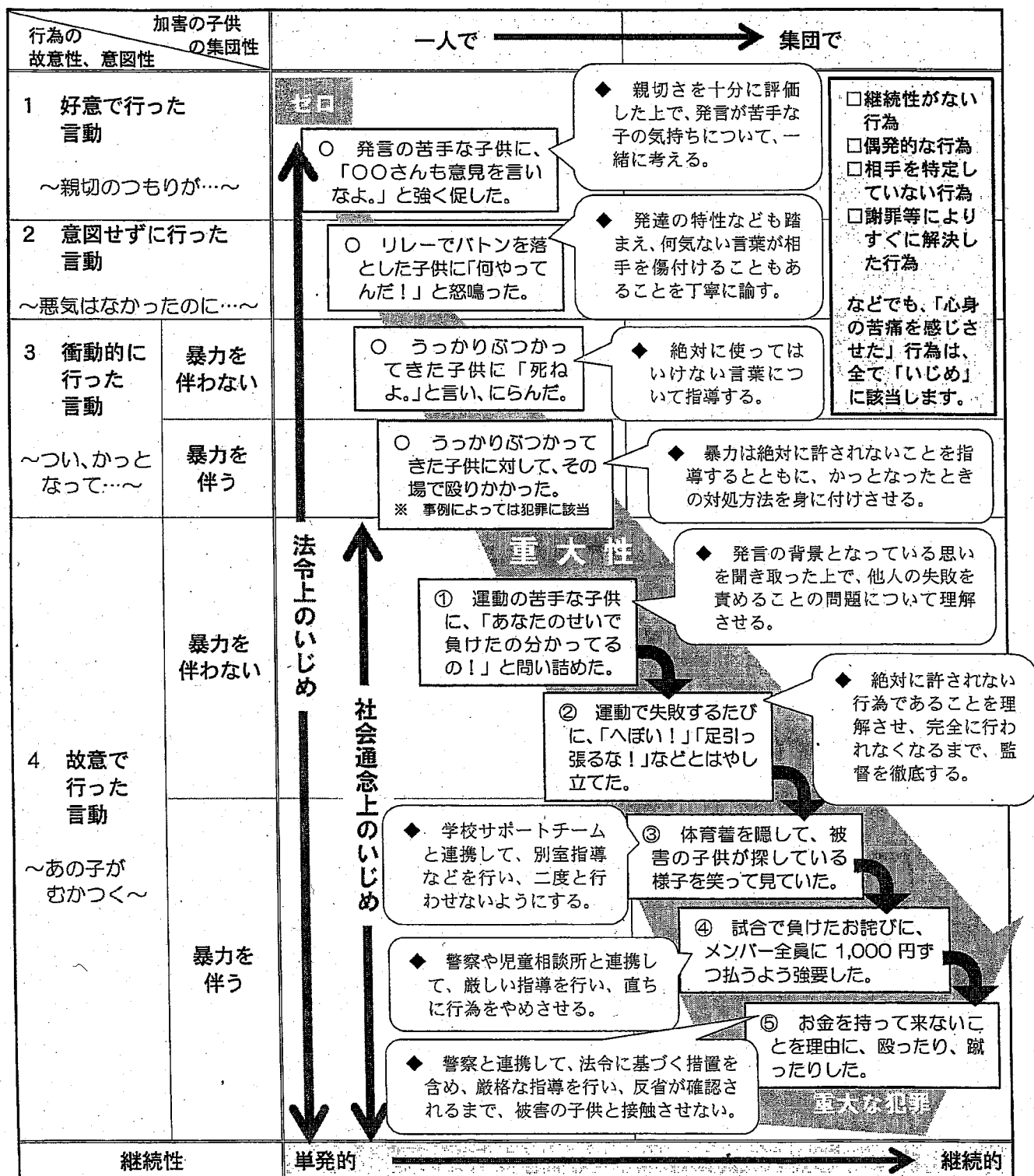
児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査

● 重大性の段階に応じたいじめの類型（例） ～「いじめ」の定義に基づく確実な認知に向けて～

以下の類型は、あくまでも例であり、いじめの認知に当たっては、被害の子供が「心身の苦痛を感じている」かどうかを鑑み、個別に判断する。

個々のいじめへの対応に当たっては、その行為の重大性（行為が与えた影響、故意性、加害の子供の人数、継続性等）を総合的に考慮して、適切な対応を行う。

○：いじめの行為 ◆：加害の子供への対応例



※ 上記の類型は、加害の子供の行為によるもので、被害の子供の「心身の苦痛」の軽重によるものではない。

※ どこからが犯罪に該当するかは、事例ごとに異なる。 ※ 「暴力」とは、言葉以外の有形力の行使全般を指す。